

健康福祉



麻しん・風しん
ワクチンの定期予防接種

麻しん

麻しん(はしか)は感染力が非常に強い感染症で、肺炎や中耳炎、脳炎などの合併症を伴って重症化することがあります。

風しん

風しん(三日はしか)は妊娠初期の女性がかかると先天性風しん症候群(先天性心疾患・難聴など)の赤ちゃんが生まれる可能性が高くなるといわれています。

定期予防接種対象者 ▽第一期Ⅱ生後12カ月～24カ月未満の乳幼児▽第二期Ⅱ平成25年4月2日～26年4月1日生まれの子ども

接種方法 県内の契約医療機関に事前予約し、母子健康手帳・予診票・健康保険証・福祉医療受給資格者証を提示して受診してください

接種費用 無料
その他 ▽西日本を中心に麻しんが、全国的に風しんが流



福祉医療制度の手続き

福祉医療制度とは、子どもや障がいのある人、母子・父子家庭などで、下表に該当する人が医療機関を受診したときの自己負担額を県と市で負担する制度です。

対象者には「福祉医療費受給資格者証」が交付され、医療機関で支払う保険診療分の自己負担額が無料になります。この制度は申請して認定を受けないと適用されませんので、下表の資格要件に該当する人で認定を受けていない人は申請してください。また、すでに認定を受けている人で、氏名、住所、障害等級、健康保険証の種類などに変更があった場合は届け出をしてください。

※福祉医療制度は、他の医療制度(自立支援医療・指定難病など)を優先しています。

対象	資格要件	申請に必要なもの
子ども	出生から中学卒業まで	健康保険証・印鑑
障がいのある人	身体障害者手帳1級・2級・3級・4級(言語機能障害)	健康保険証・印鑑・障がいの有無などを証明する手帳や証書
	障害年金1級・2級	
	療育手帳A判定・B判定	
母子・父子家庭	18歳(年度末)までの子どもを扶養している母子・父子家庭	※申請前に相談してください
父母がいない子ども	18歳(年度末)までの父母のいない子ども	

他制度の公費負担医療制度が利用できる人は、他制度の申請をしてください。医療機関を受診時は健康保険証と他制度の受給者証や福祉医療費受給資格者証などを、一緒に提示してください

申請・問い合わせ 保険年金課(☎2259)

国民健康保険・後期高齢者
日帰り人間ドック費用助成

国民健康保険および後期高齢者医療制度加入者を対象に、日帰り人間ドックの検診費用を助成します。助成を受けるには事前に申請が必要です。

申請日時・会場 ▽4月23日(火)午前9時～午後4時Ⅱ市役所第6会議室▽4月24日(水)10月31日(土)・日曜日、祝日を除くⅡ保険年金課▽4月23日(火)～10月31日(土)・日曜日、祝日を除くⅡ鬼石総合支所鬼石振興課

対象 市のがん検診(胃がん、大腸がん、結核・肺がん(胸部レントゲン))を受診して

国民健康保険・後期高齢者医療制度
日帰り人間ドック検診医療機関

医療機関名	所在地
秋山医院	小林 748-8
石川医院	立石 560-1
鬼石病院	鬼石 139-1
木村内科医院	藤岡 736-28
くすの木病院	藤岡 607-22
栗原胃腸科外科医院	神田 144-1
斎藤医院	藤岡 1545-17
さわだ医院	岡之郷 685-1
篠塚病院	篠塚 105-1
しのめクリニック	中栗須 485-5
すぎやまメディカルクリニック	下大塚 180-11
田原内科クリニック	藤岡 694-1
中田医院	藤岡 1144-3
光病院	本郷 1045
深沢内科医院	上戸塚 142-1
藤岡総合病院	中栗須 813-1
星野医院	藤岡 857-3
やまうち内科	藤岡 424-7
山崎外科医院	藤岡 2351

いない人で▽国民健康保険税を完納している35歳以上の人(特定健康診査を受診している人は対象になりません)▽後期高齢者医療保険料を完納している人(後期高齢者健康診査を受診している人は対象になりません)

人間ドック実施期間 ▽国民健康保険Ⅱ6月3日(月)～平成32年2月28日(金)▽後期高齢者医療制度Ⅱ6月3日(月)～12月27日(金)

実施医療機関 左表のとおり

検診料 自己負担金額Ⅱ1万2400円(検診料3万4000円から市助成金額2万1600円を差し引いた額)

※10月1日以降は自己負担

金額Ⅱ1万3100円(検診料3万4700円から市助成金額2万1600円を差し引いた額)になります

持ってくる物 国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者証・印鑑(スタンプ印不可)

その他 次の全ての要件に該当する人は誕生日前に職場の健康診査を受診してください

▽年度内に75歳になる(後期高齢者医療制度に加入する)▽誕生日が11月1日以降▽現在職場の健康保険に加入中

※詳細は保険年金課まで問い合わせください

問い合わせ 保険年金課(☎2822)

各種児童扶養手当の申請

該当している人で手当を受けていない人は申請してください。

これらの手当は本人の父母や本人などの所得が一定額を超えると支給が停止となる場合があります。また手当を受けている人は、毎年8月に現況届を出す必要があります。

※詳細は問い合わせください

児童扶養手当

ひとり親家庭となった児童を監護・養育している人を支援するための手当です。

受給者 18歳になって最初の3月31日までの児童(障がいのある場合は20歳未満)を監護している人

※所得制限など多くの要件があるので、受給者本人が事前に相談してください

支給額・要件 表1の通り(手当額は所得状況により変化します)

非該当要件 ▽施設など(通所施設を除く)に入所している▽児童が母(父)の配偶者(事実婚を含む)に養育され

表1) 児童扶養手当の支給額・要件など

児童数	支給額(月額)		支給要件
	全部支給	一部支給	
1人目	4万2,910円	4万2,900円～1万120円	▷父母が離婚▷父または母が死亡▷父または母が重度の障がい(国民年金法による障害等級1級程度)▷父または母が生死不明▷父または母が1年以上遺棄▷父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた▷父または母が1年以上拘禁中▷未婚の母子▷父母ともに不明(孤児など)
2人目	1万140円	1万130円～5,070円	
3人目以降	6,080円	6,070円～3,040円	

表2) 特別児童扶養手当の支給額・要件など

級数	支給額(月額)	支給要件
1級	5万2,200円	▷身体障害者手帳1・2級程度の障がいのある人▷療育手帳判定A程度の障がいのある人▷精神障害者保健福祉手帳1級程度の障がいのある人
2級	3万4,770円	▷身体障害者手帳3級程度の障がいのある人▷日常生活が著しい制限を受ける程度の知的障がいもしくは精神障がいのある人

受給者 心身に障がい(内部障害を含む)のある20歳未満(20歳になる誕生日の前日まで)の児童を養育する人

支給額・要件 表2の通り

非該当要件 ▽児童が障がいを事由とする公的年金を受給している▽児童が施設など(通所施設を除く)に入所しているなど

申請・問い合わせ 子ども課(☎2286)